

山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金交付要綱

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日 平 28 産業戦略第 46 号
改正 平成 30 年（2018 年）4 月 1 日 平 29 産業戦略第 75 号
改正 令和 2 年（2020 年）11 月 1 日 令 2 産業戦略第 83 号
改正 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日 令 2 産業戦略第 149 号
改正 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日 令 7 産業人材第 1044 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成 18 年山口県規則第 138 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この補助金は、理系大学院又は薬学部で高度な知識を習得する者であって、奨学金（経済的な理由で就学困難な学生を支援するために国、地方公共団体、大学、独立行政法人日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるものが当該学生に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいい、県内での就業又は居住等を要件として返還額の全部又は一部が免除されるものを除く。以下同じ。）の貸与を受ける学生のうち県内の製造業又は情報サービス業で就業することを希望するものが一定の条件を満たした場合、その者が貸与を受けた奨学金の返還額の全部又は一部を補助することによって、本県産業の振興に必要な高度な専門知識を有する産業人材の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、「理系大学院」とは、大学院の工学研究科、理学研究科、農学研究科又は薬学研究科（これらに相当する研究科を含む。）をいう。

2 「薬学部」とは、大学の薬学部（これに相当する学部を含む。）をいう。

（対象者の申請）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）になることを申請する者は、奨学金返還補助制度対象者申込書（様式第 1 号）を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

（申請者の要件）

第 5 条 対象者になることを申請する者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- 一 奨学金の貸与を希望する者又は貸与が決定している者であること。
- 二 次に掲げるいずれかの学生であること。
 - ア 理系大学院に在籍する者のうち、第 6 条に規定する決定の時点で、修士課程（博士課程前期を含み、一貫制博士課程を除く。以下同じ。）1 年であるもの
 - イ 薬学部 に在籍する者のうち、第 6 条に規定する決定の時点で薬学共用試験に合格した

5年生であるもの

- 三 大学院修士課程修了又は大学卒業（以下「大学院修了等」という。）した日の属する年の翌年の4月末日までに製造業を営む企業（製造業を営む企業が100パーセント出資する非製造業の企業であり、かつ、主として出資者である企業の製品の製造に関する業務を行っていると認められるものを含む。）の県内の事業所（以下単に「県内製造業」という。）又は情報サービス業を営む企業の県内の事業所（以下単に「県内情報サービス業」という。）で就業することを希望する者であること。
- 2 対象者になることを申請する者は、他の地方公共団体が実施する奨学金返還支援制度と重複して申請することはできない。

（対象者の決定）

第6条 知事は、前条の規定により奨学金返還補助制度対象者申込書の提出があった場合は、審査の上対象者を決定し、対象者を決定したときは、奨学金返還補助制度対象者決定通知書（様式第2号）により対象者に通知するものとする。

（補助対象期間）

第7条 対象者として決定された者が、県内製造業又は県内情報サービス業を有する企業（以下「対象企業」という。）で就業してから12年間（大学院修了等の後、最初の対象企業への就業時から起算する。）のうち、県内製造業又は県内情報サービス業で就業した期間を補助の対象とする。ただし、補助の対象とする期間（以下「補助対象期間」という。）は最大6年間とする。

（補助金額）

第8条 補助金額は、対象者の補助対象期間の月数を72で除して得た数を奨学金（当該対象者が対象者として決定された年の4月から2年間に貸与を受けた金額に限る。）の返還額（利息を除く。以下同じ。）に乗じて得た額（その金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に相当する金額を上限とする。

- 2 前項の規定に関わらず、修士課程を修了した者の奨学金の返還額が2,112,000円を超える場合は2,112,000円を、薬学部を卒業した者の奨学金の返還額が1,536,000円を超える場合は1,536,000円を補助金額の上限とする。

（期間の計算）

第9条 前条の補助対象期間の月数の計算において、1月未満の端数が生じたときは、これを1月とする。ただし、県内製造業又は県内情報サービス業で就業しなくなった日の属する月に、再び、当該対象企業又は他の対象企業の県内製造業又は県内情報サービス業で就業することとなったときは、その月について、これを重複させない。

（対象者の届出等）

第10条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに届書（様式第3号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 留年、休学、停学又は復学したとき。
- 二 退学したとき。

- 三 奨学金の貸与を受けなくなったとき。
- 四 就職したとき。
- 五 就職した後、休職、復職、退職又は転職したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名、その他重要な事項に異動があったとき。

(対象者の決定の取り消し)

第11条 知事は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者の決定の取り消し等の措置を行うものとする。

- 一 留年、1年を越える期間の休学又は停学の処分を受けたとき。
- 二 退学したとき。
- 三 奨学金が貸与されなかったとき又は貸与の取り消し等を受けたとき。
- 四 大学院修了等の後、翌年の4月末日までに対象企業で就業しなかったとき。
- 五 対象企業での就業後に離職し、再び、当該対象企業又は他の対象企業で就業せず1年を超えたとき。

(就業等の報告)

第12条 対象者は、大学院修了等の後、大学院修了等の日の属する年を除く毎年4月20日までに、対象企業で就業している状況等を就業報告書(様式第4号)により知事に報告しなければならない。ただし、第13条に規定する申請を行う者は、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第13条 対象者は、一の年度内に県内製造業又は県内情報サービス業で就業した期間に応じた補助金の交付を申請するものとする。

- 2 前項の申請は、奨学金返還補助金交付申請書(様式第5号)により、県内製造業又は県内情報サービス業で就業した期間が属する年度の翌年度の4月20日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第14条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付決定をするときは、奨学金返還補助金交付決定書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第15条 奨学金返還補助金の交付決定を受けた対象者は、山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金実績報告書(様式第7号)を、当該交付決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、規則第12条に規定する補助金の額の確定をするときは、奨学金返還補助金の額の確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の支払請求)

第 17 条 前条の通知を受けた対象者が補助金の支払請求をしようとするときは、奨学金返還補助金支払請求書（様式第 9 号）によることとする。

（補助金の返還）

第 18 条 知事は、対象者が対象企業で就業を始めてから 3 年以内（大学院修了等の後、最初の対象企業での就業時から起算する。）に自己都合で離職し、かつ、離職後 1 年以内に県外へ転居した場合には、規則第 14 条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、規則第 15 条の規定により補助金の返還を命ぜられた対象者は、当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、改正後の山口県高度産業人材確保事業奨学金返還補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 5 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）になることを申請する者について適用し、同日前に対象者になることを申請する者については、改正後の要綱第 5 条第 1 項第 3 号の規定を除き、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に対象者として決定された者に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。